平成２２年（フ）第９３０１号
大阪市北区東天満２丁目３番21号日本興業空心町ビル５Ｆ
債務者　株式会社エルツー
代表者代表取締役　都築　良明
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵野　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４６５号
大阪市北区天神西町１番６号
債務者　リアライズ株式会社
代表者代表取締役　森　　栄二
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若三　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４３号
山口県周南市野上町２丁目33番地
債務者　有限会社廣重機工業
代表者代表取締役　甲斐　勝廣
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原詠美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月25日午前10時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第７７２号
茨城県那珂市飯田2708番地２
債務者　株式会社ヘルスケアライフ
代表者代表取締役　根本　光伸
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中本　義信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月８日午前10時20分
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３５６号
三重県亀山市中庄町710番地
債務者　伊藤機工株式会社
代表者代表取締役　伊藤　　優
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　勝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月８日午前11時30分
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９５５５号
大阪市天王寺区石ケ辻町３番３号
債務者　株式会社栗田書店
代表者代表取締役　栗田　義泰
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赫　　高規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９６５号
大阪府大阪狭山市大野台７丁目14番４号
債務者　株式会社サム企画
代表者代表取締役　安陵　　修
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安尾　明裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後２時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９０５号
仙台市宮城野区榴岡５丁目１番12号
債務者　株式会社ジップス
代表者代表取締役　坂上　英二
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉林千枝子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午後２時30分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５０２号
福井市灯明寺１丁目2804番地
債務者　有限会社ハートリフォーム城東ホーム
代表者代表取締役　中嶋　誠吾
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午前11時15分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１９号
福井県鯖江市石田上町16号１番地
債務者　長谷川眼鏡株式会社
代表者代表取締役　長谷川昭廣
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田外来彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午前10時
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１７９５号
仙台市太白区郡山３丁目24番15号　ロキシーグリーンキャッスルＢ―201
債務者　小林由美子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　裕太
4　破産債権の届出期間　平成23年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０２号
宮城県名取市手倉田字諏訪275番地
債務者　大友キヨミ
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　裕太
4　破産債権の届出期間　平成23年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９３０４号
大阪府豊中市本町９丁目８番60―304号、前住所大阪市住之江区粉浜１丁目21番６号
債務者　岩手　孝史
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辰田　昌弘
4　破産債権の届出期間　平成23年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１５号
秋田県大館市早口字深沢岱39番地６、前住所秋田県大館市比内町扇田字白砂13番地４
債務者　工藤　　明
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　謙治
4　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第６６２号
愛媛県松山市三町１丁目２番39号
債務者　藤田　孝文
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石光　真理
4　破産債権の届出期間　平成23年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６６３号
愛媛県松山市三町１丁目２番39号
債務者　藤田チサ子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石光　真理
4　破産債権の届出期間　平成23年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
松山地方裁判所